国内・成年・海外出張なし

誓　約　書（案）

独立行政法人日本貿易振興機構

総務部長 石原　賢一　殿

　私は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」といいます。）○○課において○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○日までの間（以下「実習期間」といいます。）実習をするにあたり、下記の事項を誓います。

記

１．実習期間中はジェトロの諸規則及びインターンシップ担当者らの指示に従い、ジェトロに損害を与えることのないよう、細心の注意をもって実習に取り組みます。

２．実習に際しては、次の事項を厳守します。

1. ジェトロの名誉、信用を毀損するような言動は行いません。
2. ジェトロの営む事業を阻害するような言動は行いません。
3. 実習期間中に知り得たジェトロ又はジェトロの顧客等についての情報（個人情報を含みます。以下「秘密情報」といいます。）は、実習に最小限必要な目的でのみ利用し、これを秘密として保持し、かつ、開示又は漏洩いたしません。これは実習の中止又は実習期間終了後も同様とします。
4. 実習を終了する際には、秘密情報の記載、記録された媒体及びその複製物をジェトロの指示するところに従い、返還又は廃棄のうえ、これをジェトロに報告します。
5. 事前にジェトロの承諾を得ない限り、実習の成果としてレポート、論文等を外部（所属大学を含みます。）に発表いたしません。

３．ジェトロとの間には雇用契約は存在しないことを確認します。

４．実習に要する費用は全て自ら負担し、かつ、自らが提供した役務に対しジェトロは報酬を支給しないことを確認します。

５．実習に関し、私が関与した発明、創作、表現等にかかわる著作権、特許権その他の知的財産権及びその他ノウハウは、全てジェトロに原始的に帰属し、私に原始的に帰属するものについてはジェトロに対し無償にて譲渡（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含みます。）することに同意します。また、著作者人格権等、譲渡し得ない権利についてもこれを行使いたしません。

６． 自らの故意又は過失によりジェトロ又はジェトロの顧客等に対し損害を与えたときは、直ちにこれを賠償します。この場合、ジェトロが顧客等に対し、賠償金等を支出したときは、当該支出金についてもジェトロに対し賠償します。

７．万一自己の不注意により損害を受けた場合には、ジェトロに迷惑をかけることなく自己の責任においてこれを処理します。

８．前２項の事態に備えるために、実習期間に先立ち、ジェトロの指定又は承認する賠償責任保険及び傷害保険に加入します。

９．自らが反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力に一切関与していないことを保証します。

１０．私が本誓約書の定めに違反し、又はその他インターン生として不適切な行為等が発生した場合、直ちに実習が中止されることに異議を述べません。

１１． 前項の実習中止に起因、関連し、私に何らかの不利益ないし損害が生じたとしても、ジェトロは何らの責めを負わないことに同意します。

　　　2024年　　　月　　　日

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　 　　印